厚真町特産品づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条　本町の地域経済の活性化及び地域の中小企業の経営の安定を図るため、地域の優れた資源を活用した新商品・地域メニューの開発に取り組む町内の団体、企業及び個人（以下「団体等」という。）に対して、商品開発から事業化までの必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、厚真町補助金等交付規則(平成4年規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条　補助金の交付の対象となる者は、町内に事務所又は住所を有し、次条各号に掲げる事業に取り組む町内の団体等とする。

(補助金の交付対象事業)

第3条　補助の対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　新商品開発試作事業

(2)　商品化・販路開拓支援事業

 (補助対象経費等)

第4条　補助の対象となる事業に係る経費、補助率及び補助限度額は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条　補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第6条の補助金等交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1)　事業計画書及び収支予算書

(2)　その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条　町長は、前条の申請書を受理したときは、規則第7条の規定に基づき、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認められるときは、補助金の額を決定し、補助金等交付指令書により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第7条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、補助金の内容に関し計画を変更しようとするときは、規則第9条第1項の補助金等変更承認申請書を町長に提出しなければならない。

２　町長は前項の申請書を受理したときは、規則第9条第2項に基づき、その内容を審査し、変更を承認したときは、補助金等変更指令書により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条　補助対象者は、補助事業が完了したときは、速やかに規則第13条の補助事業等実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)　事業報告書及び収支決算書

(2)　その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条　町長は、前条の規定により報告を受けたときは、規則第14条の規定に基づき、その内容を審査し、交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書により補助対象者に通知するものとする。

(委任)

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２６年１２月２５日から施行する。

[別表](http://www6.g-reiki.net/reiki25ad/reiki_word/10535001042304271.doc)(第4条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 交付対象事業 | 補助対象経費（区分・経費の内容） | 補助金の額 |
| 事業名 | 事業内容 | 補助率 | 補助限度額 |
| 新商品開発試作事業 | 地域の特産加工品開発に必要な原材料の購入 | 左欄に掲げる事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。需用費（原材料費）上記に掲げるもののほか、町長が必要かつ適当と認める経費 | 10/10以内 | 20万円 |
| 商品化・販路開拓支援事業 | 特産加工品の開発から販路開拓までの事業化に向けた一連の取り組みを行う事業 | 左欄に掲げる事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。１　報償費（専門家謝金等）２　旅費３　需用費　（原材料費、消耗品費等。ただし食糧費を除く。）４　役務費（広告宣伝費、通信運搬費等）５　委託料（調査・分析外注費、外注加工費、デザイン費等）６　使用料及び賃借料（備品リース料等）７　負担金　（商談会、セミナー参加費等）上記に掲げるもののほか、町長が必要かつ適当と認める経費 | 1/2以内 | 100万円 |